

健康保険法施行令等の一部を改正する政令案について
寄せられた御意見について

令和5年2月1日
厚生労働省保険局保険課

標記について、令和4年12月16日（金）から令和5年1月14日（土）まで意見募集したところ、15件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要とそれに対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表します。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

御意見の概要	御意見に関する考え方
<p>出産育児一時金等の金額が50万円に増額されるということですが、「出産費用の実態把握に関する調査研究（令和3年度）の結果」に基づくと、東京都の平均は、553,021円となっています。</p> <p>あくまでこれは平均額であり、中央値は、547,768円となっており、明らかに足りていません。</p> <p>全国平均で出産育児一時金等の金額を調整されているかと思いますが、出産後もお金がかかることが多くあるため、さらなる増額を希望します。</p>	<p>今般の出産育児一時金の引上げにおいては、出産費用が年々上昇する中で、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間医療機関を含めた「全施設」の平均出産費用を勘案するとともに、 ・ 近年の伸びを勘案し、直近の出産費用も賄える額に設定する（※） <p>という考え方により、令和5年4月から、全国一律で50万円とすることとしています。</p> <p>（※）50万円の考え方について 48.0万円（令和4年度・全施設の平均出産費用の推計値【47.3万円×1.014（*）】） +1.2万円（産科医療補償制度の掛金） =49.2万円</p> <ul style="list-style-type: none"> *「47.3万円」は、令和3年度・全施設の平均出産費用 *「全施設」の平均出産費用は、ここ10年、毎年平均で1.4%上昇している。
<p>今回の引き上げは反対です。</p> <p>莫大な拠出金に自健保自体の存続が危ぶまれている時に、更なる負担増を強いるということでしょうか。</p> <p>そもそも出産に伴う医療費は、透明性を持って保険適用とすべきと考えます。</p> <p>ただ、現実の費用との乖離を鑑みて引上げを続けても根本的には問題解決とはならないと思います。費用に地域間格差もあることを考えてもどこに基準を設けているのか理解に苦しみます。</p> <p>出産費用を保険適用した上で、自己負担分についての誰が補助をどうしていくかを論ずるべきと考えます。</p>	<p>出産費用の保険適用については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出産費用に大きな地域差が生じているほか、自由で様々なサービスが選択されている実態に加え、 ・ 身体の一時的な異常である病気や怪我に対して行う公的医療保険制度の「療養の給付」の基本的な考え方を見直す必要がある <p>などの課題があり、慎重な検討が必要と考えています。</p> <p>他方、女性が安心して妊娠・出産できる環境を整備することは重要であることから、政府としては、出産育児一時金の増額とともに、出産費用の「見える化」を進め、妊婦の方々が費用やサービスを踏まえて適切に医療機関を選択できる環境の整備に取り組んでいくこととしています。</p>
<p>出産育児一時金の支給額を増額することは、我が国の重要課題である少子化対策として、子育て世代の経済的負担、また分娩医療機関に対する経済的な支援を強化するために必要な施策であると考えます。一方で、その財源を保険料収入で賄うことになる保険者へは、国の一般会計の歳出に本改正により発生する増額分を補助する等、財源の確保への支援もご検討いただきたく存じます。</p>	<p>今般、少子化を克服し、子育てを社会全体で支援する観点から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みを導入することとしています。</p> <p>また、当該仕組みが令和6年度から導入されることを考慮し、令和5年度に限り、保険者に対して、国費により出産育児一時金の増額分の一部を補助することとしています。</p>

<p>出産費用は、地域、病院によって差があり、現状の42万円でおさまっている場合は一時金により差額が利益となり、70万円かかる場合は、持ち出しとなっています。</p> <p>50万円に引き上げたところで、持ち出しの金額が少し減るだけとなり、利益となる人との差が大きくなるだけだと思います。</p> <p>一時金内でおさまる人は実費分のみ精算、とするか、全員の出産費用に掛かる費用負担をなし、としていただいた方が、公平かと思います。</p>	<p>出産育児一時金については、平均的な標準費用を全て賄えるようにする観点から、全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げることとしています。実際には、実際に要した出産費用が、出産育児一時金の額より少ない場合に被保険者等の手元に残る差額分をどのように整理するかという点については、慎重な検討が必要と考えています。</p>
<p>出産育児一時金を引き上げても、自由診療であるうちは引き上げ額に伴って分娩費等が値上がりするだけであり、少子化対策としては全くその意味を感じない。過去にも出産育児一時金を引き上げてきたが、そのタイミングで医療機関の出産費があがってないか、比較検討頂きたい。</p>	<p>出産育児一時金の引上げによって、必要以上の値上げが行われたり、意図しないサービス付加によって、利用者の負担増が発生することは適切ではなく、出産育児一時金の引上げと併せて、妊婦の方々が費用やサービスを踏まえて適切に医療機関を選択できる環境を整備することが重要と考えています。</p> <p>このため、令和6年4月を目途に、医療機関等の特色や出産費用等について、新たに設ける「見える化」のためのHPで医療機関等ごとに公表することとしており、こうした出産費用の見える化の取組を進めてまいります。</p>
<p>国民健康保険から支給される出産育児一時金の金額は各市町村が制定する条例や規則に基づき定められているが、法律上明文の規定が置かれていない。どの医療保険制度においても同額を支給するのであれば、明文の規定を設ける必要があることから、検討いただきたい。</p>	<p>国民健康保険における出産育児一時金については、法定給付とされておりますが、国民健康保険事業の実施主体は市町村であることから、その給付額については、条例に委ね、保険者に選択の余地を与えているものです。</p>